

令和4年度 施設型給付費・地域型保育給付費等 教育・保育給付認定申請書(現況届)兼利用申込書

*受付	年 月 日
	NO

北中城村長 様

令和 3 年 11 月 8 日

※鉛筆・消せるポ
しない下さい。

記入例
(新制度移行幼稚園、新制度移行認定こども園無償化のための申請書)

次のとおり、施設型給

申請にかかる 小学校就学前 子ども	氏名 きた みなみ 北 ミナミ	生 別 男・女	認定証番号 ※市町村記入欄
現住所	北中城村字 喜舎場462番地2 (1月1日時点の住所) ※現住所と異なる場合に記入してください。		
連絡先	(続柄: 祖母) 090 - **** - **** (続柄)		

北中城幼稚園以外の幼稚園
施設を希望する場合は、その
園への直接申し込みが必要で

①利用を希望する施設名、希望する期間等

利用を希望する 施設	希望施設名	幼稚園 こども園	保育園
	第1希望	北中城	幼稚園 こども園
		北中城すくすく	幼稚園 こども園
利用希望	日 ~ 令和 5 年 3 月 31 日		
幼稚園の 特別な支援	<input type="checkbox"/> 希望する <input checked="" type="checkbox"/> 希望しない		
特別な支援 希望理由	認定こども園や保育園の保 育認定が希望の方は、福祉課 への申請が必要です。		

上段 希望する の場合、理由を記述し
てください。

在園中の教育支援のため、必要時、園児の乳幼児健診等の受診状況や発達相談等の状況を関係機関より収集し、利用することに同意します。

②児童の発育状況・世帯状況

②発育状況	1. 良好	世帯状況	1. 生活保護世帯 (年 月 日 保護開始)
	2. アレルギーの種 エピペン所持の 除去食の必要性 (有・無)		2. 母子・父子世帯 (離別・死別・未婚)
	3. 定期的通院の理由等 (有・無) (理由:)		
	4. 薬の服用(種類) ()		
	5. 障がい者手帳等の交付の有無 → 障害者手帳 (身障・精神・療育) ・特別児童扶養手当証書等		
	6. 障害児通所支援事業受給者証の有無 (有・無)		
	7. 発達に関する関係機関等への通所 (児童発達支援事業所・その他 ())		

内容をお読みにになり、同意する場合 と
してください。

④家庭の状況（性別、同居・別居など該当する項目に○をつけて下さい。）

区分	(ふりがな) 氏名	申込児童 との続柄	生年月日	性別	職業 学校名等	居住 状況
児童の 世帯員	(きたひがし) 北ヒガシ	父	T.S 2年 H.R 2月2日	男・女	農業	同居 別居
	(きたなか) 北ナカ	母	T.S 3年 H.R 3月3日	男・女	会社員	同居 別居
	(きたあたる) 北アタル	弟	T.S 1年 H.R 1月1日	男・女	すくすく保育園	同居 別居
	(きたにし) 北ニシ	祖母	T.S 33年 H.R 3月3日	男・女		同居 別居
	()		T.S 年 R 月 日	男・女		同居 別居
	()		T.S 年			同居 別居
	()		T.S 年 H.R 月 日	男・女		同居 別居
	()		T.S 年 H.R 月 日	男・女		同居 別居

同居者を全員記入してください。申請子
どもの父母は、単身赴任等で別居してい
る場合でも必ず記入してください。

同意書

1. 個人情報の利用目的

北中城村長(以下、「村長」)は、同意者の個人情報を申請児童に係る認定証交付、利用調整事務、保育料の決定・徴収事務のために利用する。なお、収集した個人情報については厳正に管理を行い、この目的以外には利用しないこととする。

※子ども・子育て支援法(参考)

第12条 市町村は、偽りその他不正の手段により子どものための教育・保育給付を受けた者がいるときは、その者から、その子どものための教育・保育給付の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。
第16条 市町村は、子どものための教育・保育給付に関して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、小学校就学前子ども、小学校就学前子どもの保護者又は小学校就学前子どもの扶養義務者(民法(明治29年法律第89号)に規定する扶養義務者をいう。附則第6条において同じ。)の資産又は収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは小学校就学前子どもの保護者の雇用主その他の関係人に報告を求めることができる。

2. 個人情報の収集方法

- (1)同意者の世帯状況に関して住民基本台帳の閲覧・複写
- (2)同意者の課税状況に関して住民税課税台帳・課税資料等の閲覧・複写
- (3)同意者、同意者の親族、同意者の雇い主、銀行、信託会社その他関係人への聴取・資料提供依頼
- (4)同意者、同意者の親族の世帯状況・課税状況に関して他市町村に対し必要な書類の提供依頼

3. 個人情報の第三者提供

村長は次の場合に限り、児童及び同意者の個人情報を第三者に提供することができることとする。

- (1)1の目的のため特に必要があると認められる場合における、教育・保育施設への情報提供
[教育・保育施設に提供する個人情報の内容]
 - ① 氏名、生年月日、連絡方法等、支給認定申請書・利用申込書に記入された個人情報及び添付資料に記載された個人情報に関すること。
 - ② 保育料に関すること。
- (2)児童相談所等の公的機関から、法令等により個人情報の提供を求められた場合における当該公的機関への情報提供
- (3)児童が給付を受けることに関し、関係機関・部署との連絡調整が必要と認められた場合

4. 教育・保育給付認定申請・利用申込について

申請内容や添付書類(勤務証明書等)に虚偽がある場合は、利用認定取り消し及び保育給付の額に相当する金額の全部または一部を子ども・子育て支援法第12条に基づき徴収します。

5. 利用者負担額について

- (1)父母の収入が生活保護基準を下回る場合、家計の主宰者を認定しその者の課税状況を含め算定します。
- (2)利用者負担額の算定に必要な税情報が未申告または資料の未提出等により把握できない場合、利用者負担額を最高階層に決定します。

6. マイナンバー(個人番号) **提出日を記入してください。**

子どものための教育・保育給付を受けることについて同意する。 (マイナンバーの確認・照合に同意しない場合は、必要書類を依頼されることがあります。ご了承ください。)

上記のとおり取り扱うことに同意します。

令和 3 年 11 月 1 日

氏名 北 ヒガシ

(父・母)

氏名 北 ナカ

(父・母)

氏名 北 ニシ

(祖母)

氏名 _____

()

父母および同居の祖父母の氏名を記入してください。

令和4年度 施設型給付費・地域型保育給付費等
教育・保育給付認定申請書(現況届)兼利用申込書

*受付	年 月 日
	NO

北中城村長 様

年 月 日

※鉛筆・消せるボールペンは使用
しないで下さい。

保護者氏名 _____

次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費等にかかる認定申請と利用申請を併せて行います。

申請にかかる 小学校就学前 子ども	(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	性 別 男・女	認定証番号 ※市町村記入欄
		H・R 年 月 日		
現 住 所	北中城村字 (1月1日時点の住所) ※現住所と異なる場合に記入してください。			
連 絡 先	(続柄：) - -	(続柄：) - -		

①利用を希望する施設名、希望する期間等

利用を希望する 施設名	希 望 施 設 名	
	第1希望	幼稚園 保育園 こども園
	第2希望	幼稚園 保育園 こども園
	第3希望	幼稚園 保育園 こども園
利用希望期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 (令和4年4月1日~令和5年3月31日までの間)	
幼稚園の 特別な支援	<input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない	
特別な支援 希望理由	(例:疾患があるため,等)	

在園中の教育支援のため、必要時、園児の乳幼児健診等の受診状況や発達相談等の状況を関係機関より収集し、利用することに同意します。

②児童の発育状況・世帯状況

③世帯状況

② 発 育 状 況	1. 良好	③ 世 帯 状 況	1. 生活保護世帯 (年 月 日 保護開始)
	2. アレルギーの種類 () エピペン所持の有無 (有 ・ 無) 除去食の必要性 (有 ・ 無) 3. 定期的通院の理由等 (有 ・ 無) (理由：) 4. 薬の服用(種類) () 5. 障がい者手帳等の交付の有無 → 障害者手帳 (身障 ・ 精神 ・ 療育) ・ 特別児童扶養手当証書等 6. 障害児通所支援事業受給者証の有無 (有 ・ 無) 7. 発達に関する関係機関等への通所 (児童発達支援事業所 ・ その他 ())		2. 母子・父子世帯 (離別 ・ 死別 ・ 未婚)

同意書

1. 個人情報の利用目的

北中城村長(以下、「村長」)は、同意者の個人情報を申請児童に係る認定証交付、利用調整事務、保育料の決定・徴収事務のために利用する。なお、収集した個人情報については厳正に管理を行い、この目的以外には利用しないこととする。

※子ども・子育て支援法(参考)

第12条 市町村は、偽りその他不正の手段により子どものための教育・保育給付を受けた者がいるときは、その者から、その子どものための教育・保育給付の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

第16条 市町村は、子どものための教育・保育給付に関して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、小学校就学前子ども、小学校就学前子どもの保護者又は小学校就学前子どもの扶養義務者(民法(明治29年法律第89号)に規定する扶養義務者をいう。附則第6条において同じ。)の資産又は収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは小学校就学前子どもの保護者の雇用主その他の関係人に報告を求めることができる。

2. 個人情報の収集方法

- (1)同意者の世帯状況に関して住民基本台帳の閲覧・複写
- (2)同意者の課税状況に関して住民税課税台帳・課税資料等の閲覧・複写
- (3)同意者、同意者の親族、同意者の雇い主、銀行、信託会社その他関係人への聴取・資料提供依頼
- (4)同意者、同意者の親族の世帯状況・課税状況に関して他市町村に対し必要な書類の提供依頼

3. 個人情報の第三者提供

村長は次の場合に限り、児童及び同意者の個人情報を第三者に提供することができることとする。

- (1)1の目的のため特に必要があると認められる場合における、教育・保育施設への情報提供
[教育・保育施設に提供する個人情報の内容]
 - ① 氏名、生年月日、連絡方法等、支給認定申請書・利用申込書に記入された個人情報及び添付資料に記載された個人情報に関すること。
 - ② 保育料に関すること。
- (2)児童相談所等の公的機関から、法令等により個人情報の提供を求められた場合における当該公的機関への情報提供
- (3)児童が給付を受けることに関し、関係機関・部署との連絡調整が必要と認められた場合

4. 教育・保育給付認定申請・利用申込について

申請内容や添付書類(勤務証明書等)に虚偽がある場合は、利用認定取り消し及び保育給付の額に相当する金額の全部または一部を子ども・子育て支援法第12条に基づき徴収します。

5. 利用者負担額について

- (1)父母の収入が生活保護基準を下回る場合、家計の主宰者を認定しその者の課税状況を含め算定します。
- (2)利用者負担額の算定に必要な税情報が未申告または資料の未提出等により把握できない場合、利用者負担額を最高階層に決定します。

6. マイナンバー(個人番号)について

子どものための教育・保育給付事務に際し、確認が必要なマイナンバーについて、当課職員にて、職権で確認・照合することについて同意します。(マイナンバーの確認・照合に同意しない場合は、必要書類を依頼されることがありますのでご了承ください。)

上記のとおり取り扱うことに同意します。

年 月 日

氏名 _____ (父・母) 氏名 _____ (父・母)

氏名 _____ () 氏名 _____ ()